

2020年8月18日

受益者の皆さまへ

クローバー・アセットマネジメント株式会社

## **証券投資信託約款の変更（重大な約款変更）および 委託者指図型投資信託の併合に関する書面決議のお知らせ**

このたび、追加型証券投資信託 らくちんファンド（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、証券投資信託約款の変更（以下「約款変更」といいます。）および委託者指図型投資信託の併合（以下「併合」といいます。）をすること（以下「当議案」といいます。）に関し、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を実施いたします。

### 1. 対象となる証券投資信託の名称

追加型証券投資信託 らくちんファンド

（コドモファンドへの併合により、当ファンドは消滅となります。）

### 2. 約款変更および併合の内容および理由

現在、当社が運用する4本の公募ファンドにつきまして、運用に係る基本方針および運用方法、投資対象の種類や分類等、何れも類似した内容となっています。その内、ファンドの財産の保管及び管理を行う会社（三井住友信託銀行）が同じファンド（コドモファンド、らくちんファンド、かいたくファンド）を併合することにより、経営資源を集中させ、より質の高い運用を提供することが可能となり、これまで以上に受益者さまの資産形成に、より一層貢献できると考えます。

つきましては、現状の投資信託約款において併合に関する条文が無かったため、併合を可能とする条文、約款変更に反対される受益者さまの受益権買取請求を不適用とし、通常の信託契約の一部解約のみお受けする条文、および、ファンドの併合に伴い、併合前一定期間の売買停止期間を設ける条文の追加を予定しています。

### 3. 約款変更の適用予定日

2020年9月14日

### 4. 約款変更および併合の中止に関する条件

重大な約款変更に伴い、書面決議において、2020年8月17日時点の受益者の議決権の3分の2以上にあたる賛成を得られない場合には、投資信託約款の変更に係る手続きを中止します。

## 5. 議決権の取扱い

当ファンドの投資信託約款第 48 条第 1 項③の規定により、議決権を行使されない場合、また、賛否の表示がない議決権行使書は賛成の表示があるものとして取扱い、同一受益者の方が同一の議決権を複数回行使された場合は、無効として取扱います。

## 6. 諸手続きについて

2020 年 8 月 17 日時点の当ファンドの受益者の皆様に対して、当議案に関する議決権行使書面を同封いたしますので、書面決議について議決権を行使される方は、2020 年 9 月 3 日（必着）までに、議決権行使書面に当ファンドの約款変更の賛否およびご署名或いは押印の上、同封の返信用封筒にてご返送下さい。

当議案が可決（当ファンドにおいて、賛成する受益者さまの受益権の合計口数が、2020 年 8 月 17 日現在の受益権総口数の 3 分の 2 以上）となった場合は、2020 年 9 月 14 日をもって約款変更を行います。

書面決議の結果にかかわらず、当ファンドは投資信託約款の変更の手続き期間中におきましても、投資信託約款の変更について反対されたか否かにかかわらず、通常通り換金（解約）のお申込みを受け付けております。

書面決議において反対された受益者による受益権の買取請求は行いません。

注）書面決議が可決された場合、当ファンドは 2020 年 9 月 16 日～2020 年 9 月 25 日の間、売買停止期間となりますのでご注意ください。

## 7. ファンド併合時に端数口数が生じる場合の取扱い

ファンド併合（投資信託の併合）時におきまして、消滅ファンド（当ファンド）の受益権者に交付されます存続ファンド（コドモファンド）の受益権割当時に 1 口未満の端数口数が生じる場合がございます。この端数口数につきましては、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下、社振法といいます。）の規定におきまして、これを切り捨てるものとされております。（社振法第 121 条の 3④一）

しかし、この取扱いは、消滅ファンドの受益権者様にとりまして不利になると同時に、通常ファンドの購入の際、端数口数につきましては投資家さまに有利になるよう切り上げている慣習から、消滅ファンドの受益権者に交付いたします存続ファンドの「交付口数計算」におきましては、社振法に則り、併合時に一旦、1 口未満の端数につきましては切り捨て計算を行います。端数切捨て部分につきましては受益者さまに有利になるよう、最終的に切り上げ計算により交付いたします。

## 8. ファンドの費用比較

併合により、存続ファンド（コドモファンド）の信託報酬が 0.1%（税抜、年率）増加します。この増加分につきましては、併合後のコスト削減や運用の効率化をベースに基準価額を上げることに尽力して参ります。何卒ご理解の上、ご了承くださいますようお願い申し上げます。



⑥ 第4項の規定に基づき受益者に交付される併合後の信託の口数は、社振法の規定に従い、その受益者に帰属していたこの信託の受益権口数に次に掲げる割当比率を乗じて得た口数とします。

なお、ファンド全体の交付口数計算において、社債、株式等の振替に関する法律の規定に準じて、一旦、1口未満の端数につきまして切り捨て計算を行います。端数切捨て部分につきましては受益者に有利になるよう、最終的に切り上げ計算により交付いたします。

$$\text{割当比率} = \frac{\text{この信託の純資産総額} \div \text{この信託の受益権口数}}{\text{併合後の信託の純資産総額} \div \text{併合後の信託の受益権口数}}$$

各計数は、別に定める割当比率計算日におけるものとします。

**(受益権の取得申込単位及び価額)**

第12条 委託者自ら、又は委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、1万円以上1円単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく（累積）投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができます。

なお、信託の併合に伴い、取得申込日が別に定める日に当たる場合には、受益権の取得申込には応じないものとします。

②～⑥（略）

⑥（新設）

**(受益権の取得申込単位及び価額)**

第12条 委託者自ら、又は委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、1万円以上1円単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく（累積）投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができます。

②～⑥（同左）

(受託者による資金の立替え)

第 31 条 (略)

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の未収入金で、信託終了日または信託の併合に伴いこの信託が消滅するときまでにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ (略)

(信託の計算期間)

第 32 条 ①～② (略)

③ 前項ただし書きにかかわらず、信託の併合に伴いこの信託が消滅する場合は、最終計算期間の終了日は、併合日の前日とします。

(信託事務の諸費用)

第 34 条 ① (略)

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の 6 か月終了日および毎計算期末、信託終了のときまたは信託の併合に伴いこの信託が消滅するとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 35 条 ① (略)

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の 3 ヶ月毎の終了日 (当該日が休業日のときは翌営業日とします。)、信託終了のときまたは信託の併合に伴いこの信託が消滅するときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めるものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めるものとします。

③ (略)

(信託の一部解約)

第 41 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 円単位の『金額指定』又は『全額

(受託者による資金の立替え)

第 31 条 (同左)

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ (同左)

(信託の計算期間)

第 32 条 ①～② (同左)

③ (新設)

(信託事務の諸費用)

第 34 条 ① (同左)

② (新設)

(信託報酬等の総額)

第 35 条 ① (同左)

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の 3 ヶ月毎の終了日 (当該日が休業日のときは翌営業日とします。) および毎計算期又は信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めるものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めるものとします。

③ (同左)

(信託の一部解約)

第 41 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 円単位の『金額指定』又は『全

換金』の指示をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、『金額指定』による一部解約において、計算時に当該受益権が請求金額に満たない場合には『全額換金』として処理します。なお、信託の併合に伴い、一部解約の実行の請求日が別に定める日に当たる場合には、一部解約の実行の請求の受付は行いません。

②～⑤（略）

#### （反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第 49 条 この信託は、受益者が第 41 条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 43 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

額換金』の指示をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、『金額指定』による一部解約において、計算時に当該受益権が請求金額に満たない場合には『全額換金』として処理します。

②～⑤（同左）

#### （反対者の買取請求権）

第 49 条 第 43 条に規定する信託契約の解約又は前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約又は重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手続きに関する事項は、第 43 条第 2 項又は前条第 2 項に規定する書面に付記します。

② 前項の規定については、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第 41 条（信託の一部解約）の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより、当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（付表）

1.（略）  
2. 第 10 条⑥（受益権の帰属と受益証券の不発行）の「別に定める日」は、2020 年 9 月 25 日（割当計算日）になります。  
3. 第 12 条①および第 41 条①（取得申込および一部解約の実行の請求の受付不可日）の「別に定める日」は、次の期間になります。  
2020 年 9 月 16 日～2020 年 9 月 25 日

1.（同左）  
2.（新設）  
3.（新設）

## 11. 併合する他ファンドを特定するための事項

### ■コドモファンド

委託者 名称 クローバー・アセットマネジメント株式会社  
 住所 東京都中央区京橋三丁目3番4号 京橋日英ビル3階  
 受託者 名称 三井住友信託銀行株式会社  
 住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
 投資信託契約の締結日 平成25年4月15日

### ■他ファンドの投資信託約款の内容

別添のとおり

## 12. 財産状況の開示資料

### <コドモファンド>

#### 【貸借対照表】

区 分	第7期 令和2年2月25日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	335,007,022
コール・ローン	527,523,033
投資信託受益証券	5,836,945,845
投資証券	674,576,200
未収入金	424,891,000
流動資産合計	7,798,943,100
資産合計	7,798,943,100
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	85,590
未払金	10,115,922
未払解約金	1,764,019
未払受託者報酬	661,293
未払委託者報酬	21,382,423
流動負債合計	34,009,247
負債合計	34,009,247
純資産の部	
元本等	
元本	4,228,398,454
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3,536,535,399
(分配準備積立金)	2,052,487,866
元本等合計	7,764,933,853
純資産合計	7,764,933,853
負債純資産合計	7,798,943,100

#### 【損益及び剰余金計算書】

区 分	第7期 自平成31年2月26日 至令和2年2月25日 金額(円)
営業収益	
受取配当金	8,748,485
有価証券売買等損益	724,682,826
為替差損益	△47,681,832
その他収益	5,032
営業収益合計	685,754,511
営業費用	
支払利息	670,829
受託者報酬	2,428,818
委託者報酬	78,535,076
その他費用	395,784
営業費用合計	82,030,507
営業利益又は営業損失(△)	603,724,004
経常利益又は経常損失(△)	603,724,004
当期純利益又は当期純損失(△)	603,724,004
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	12,373,303
期首剰余金又は期首欠損金(△)	2,897,963,554
剰余金増加額又は欠損金減少額	149,593,026
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	149,593,026
剰余金減少額又は欠損金増加額	102,371,882
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	102,371,882
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3,536,535,399

<らくちんファンド>

【貸借対照表】

区 分	第12期 令和2年2月25日現在 金額 (円)
資産の部	
流動資産	
預金	102,280,499
金銭信託	115,154
コール・ローン	121,632,976
投資信託受益証券	534,315,815
投資証券	197,213,589
未収入金	102,280,500
流動資産合計	1,057,838,533
資産合計	1,057,838,533
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	26,945
未払解約金	86,055
未払受託者報酬	86,183
未払委託者報酬	2,499,813
その他未払費用	1,059,385
流動負債合計	3,758,381
負債合計	3,758,381
純資産の部	
元本等	
元本	571,127,340
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	482,952,812
(分配準備積立金)	428,967,285
元本等合計	1,054,080,152
純資産合計	1,054,080,152
負債純資産合計	1,057,838,533

【損益及び剰余金計算書】

区 分	第12期 自平成31年2月26日 至令和2年2月25日 金額 (円)
営業収益	
受取配当金	1,073,925
受取利息	51
有価証券売買等損益	138,866,353
為替差損益	△15,130,975
その他収益	133,943
営業収益合計	124,943,297
営業費用	
支払利息	157,460
受託者報酬	315,882
委託者報酬	9,162,990
その他費用	1,288,609
営業費用合計	10,924,941
営業利益又は営業損失 (△)	114,018,356
経常利益又は経常損失 (△)	114,018,356
当期純利益又は当期純損失 (△)	114,018,356
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	1,424,083
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	359,277,404
剰余金増加額又は欠損金減少額	22,016,992
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	22,016,992
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,935,857
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,935,857
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	482,952,812

【個人情報の取扱いに関して】

書面決議に際してご提出いただきました個人情報は、議決権行使受益権口数の管理を利用目的とし、他の目的には使用いたしません。個人情報は、個人情報保護方針に従って管理されます。

以上

本状に関しましてご不明な点がございましたら、弊社までお問い合わせください。

クローバー・アセットマネジメント株式会社 業務管理部  
電話 0800-5000-968 (フリーダイヤル) (営業日の9:00~17:00)